

お知らせ 各種相談

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証と保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証(水色)を7月上旬に送付します。被保険者証(水色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お住まいの区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(桃色)は**8月1日**から使えなくなりますのでご注意ください。

10月の制度改正により、住民税課税所得が28万円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。この制度改正の影響により、令和4年については、9月にも新しい被保険者証(黄色)を送付します。2割負担になる方は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置があります。詳しくは、7月の被保険者証送付時に資料を同封いたしますので、ご確認をお願いします。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月21日頃に送付します。保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。



問合せ 窓口サービス課 電話 6977-9956

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課 電話 6977-9956

介護保険料決定通知書および介護保険負担割合証を送付します

■介護保険料決定通知書について
65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

■介護保険負担割合証について
要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和4年8月から令和5年7月に介護サービス等を利用した際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護保険サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問合せ 保健福祉課 電話 6977-9859

固定資産税・都市計画税(第2期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、**8月1日(月)**です。市税は、市政運営の原動力であり、市民

の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ **なんば市税事務所 固定資産税グループ**
電話 4397-2957(土地)、2958(家屋)
(平日9:00~17:30
(金曜日は9:00~19:00))
船場法人市税事務所 固定資産税グループ
電話 4705-2941(償却資産)
(平日9:00~17:30)

大阪市家族介護支援事業 認知症映画会「ぼけますから、よろしくお願ひします。」

高齢化社会が進行する現代、認知症や介護は誰にとっても無関係ではいられないものになってきています。認知症の方の家族の内面を描いたドキュメンタリー。(字幕あり。4月16日(土)に上映されたものと同じ内容です。) ©2018「ぼけますから、よろしくお願ひします。制作・配給委員会」

日時 **8月6日(土)**
14:00~16:00 **無料**
(開場13:00~)
場所 コミ協ひがしなり区民センター 2階 大ホール
対象 東成区民・在学・在勤の方、認知症や介護に関心のある方
定員 先着300名



※新型コロナウイルス感染状況により変更・中止する場合がございます。また、午前11時の時点で「暴風警報」、「特別警報」または「大雨警報」が発令された場合は、中止します。

問合せ **東成区南部地域包括支援センター**
電話 6977-7031

高等学校等への進学向け奨学金等制度説明会の開催

各種奨学金制度の情報提供および就学支援金等についての説明会・相談会です。

日時 **7月26日(火) 14:00~15:00**
場所 コミ協ひがしなり区民センター 集会室601・602

対象 中学校3年生の生徒及び保護者等
申込 7月15日(金)までに電話・FAX等にてお申し込みください。

主催 大阪市教育委員会
問合せ **大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター**
電話 6115-7641 FAX 6115-8170
メール ua0018@city.osaka.lg.jp

無料

要事前申込

マイナンバーカードでマイナポイント第2弾

マイナポイントの申し込みをすると、一人あたり**最大20,000円分のマイナポイント**がもらえます!既にマイナンバーカードをお持ちの方や、**9月末までに**カードの申請をした方が対象です。

問合せ **マイナンバー総合フリーダイヤル**
電話 0120-95-0178 FAX 0120-601-785
▶区役所でのマイナポイント申し込みに関すること
マイナポイント特設ブース運営事務局
電話 6260-4333 FAX 6260-4334
(平日9:30~17:00)



マイナンバー出張申請窓口を開設中です。詳しくは12面をご覧ください。



東成区役所での各種無料相談(7月1日~8月10日)

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

対象 大阪市民の方

内容	日時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	7月 7日、14日、21日、28日 8月 4日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申込 予約受付専用電話 電話 6977-9040 問合せ 総務課 電話 6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	7月 24日(日) 9:30~12:30	事前予約 区役所3階総務課窓口または電話で予約受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	7月 15日(金) 13:00~15:00	事前予約 7月8日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	7月 6日(水) 13:00~16:00 8月 3日(水) 最終受付 15:30	先着順 区役所3階総務課に直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
不動産相談	7月 8日(金) 13:00~16:00 22日(金) 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	7月 20日(水) 13:00~16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 電話 6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) 電話 6977-9126
専門相談員による人権相談 (インターネット上の差別書き込み等に関する人権相談も受け付けています)	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申込 大阪市人権啓発・相談センター 電話 6532-7830 FAX 6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。



人権相談 メールフォーム

■広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。